

市民参加実施予定シート

予 定
平成28年4月1日時点

担当課(健康増進課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	新型インフルエンザ等の対策についての計画の策定	市が考える市民等への影響	〈メリット〉 ・新型インフルエンザ等感染症の感染拡大を可能な限り抑制することで、市民の生命及び健康が保護される。 ・市民生活及び社会機能に及ぼす影響が最小となる。
名称	流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について		〈デメリット〉 ・特になし
概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項及び千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針や各発生段階における対策を定め、新型インフルエンザ等対策の強化を図る。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)		実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施	<input checked="" type="checkbox"/>	審議会等	4月下旬～6月上旬	医療、福祉等の関係者	流山市福祉施策審議会	(1) 実施方法 ① 審議会 本計画は医療関係者が関わる内容となっており、専門的な意見を聴取する必要があるため。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第7項で専門家の意見の聴取が義務付けられている。 ② パブリックコメント 本計画は市民生活に大きな影響を及ぼすことから、広く市民の意見を聴取する必要があることから時間的な制限のないパブリックコメントの手法を選択した。 (2) 実施時期 平成27年第3回定例会(9月議会)へ報告するため。
	<input checked="" type="checkbox"/>	パブリックコメント手続	H27 6/22～7/21	全市民		
	<input type="checkbox"/>	意見交換会				
	<input type="checkbox"/>	公聴会				
	<input type="checkbox"/>	政策提案制度				
<input type="checkbox"/>	その他					

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成26年度			平成27年度											平成28年度		
4～9月	10月～3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
				←	流山市福祉施策審議会	→										
						←	パブリックコメント	→								

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由